

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則及び寒河江市技能労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第6号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則
及び寒河江市技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

(寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則の一部
改正)

第1条 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則（平成7年市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「第4項」を「第3項」に改める。

(寒河江市技能労務職員就業規則の一部改正)

第2条 寒河江市技能労務職員就業規則（平成7年市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「及び第4項」を「及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。